



JAPAN RAILWAY TECHNICAL SERVICE

JARTS 外国人材育成サービスのご案内



2025年6月 一般社団法人 海外鉄道技術協力協会(JARTS)

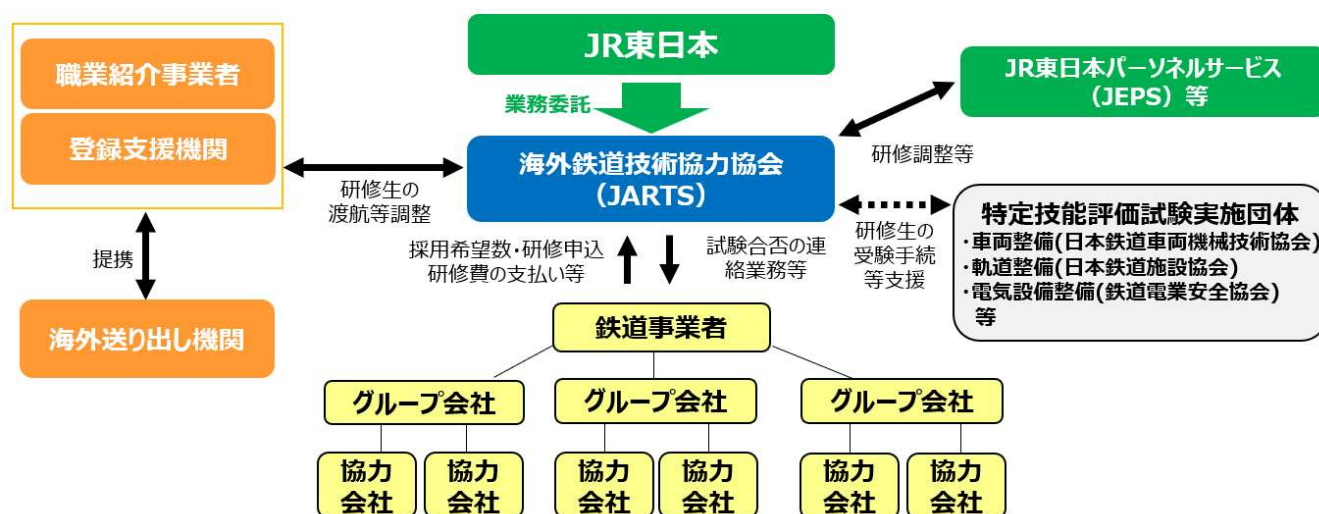
一般社団法人 海外鉄道技術協力協会(JARTS)は、1965年に設立され、鉄道の海外展開に関係する幅広い業種を会員企業とする公益的事業を行う国内唯一の非営利団体です。海外諸国における鉄道に関する調査研究、日本の鉄道システムに関する情報発信及び人材育成、情報収集及び分析を行うことにより、海外諸国に対する我が国の鉄道の海外への普及促進に資するとともに、国際協力の推進に寄与することを目的として活動しています。

JARTS外国人材育成サービスのご案内

○鉄道業界において、事業の安定的な運営に従事する人材の不足が顕在化しています。2024年3月、特定技能制度へ鉄道分野を追加することが閣議決定され、5年間（2024年度～2028年度）で、受入れ数は最大3,800人を見込んでいます。

○このような状況を受け、JARTSでは東日本旅客鉄道株式会社（以下、「JR東日本」という。）から特定技能外国人の育成研修の運営業務を受託し、鉄道分野における特定技能外国人材の活用を推進することになりました。

○この受託業務に合わせて、「JARTS外国人材育成サービス」を提供することとし、国内の鉄道事業者、鉄道事業者のグループ会社・パートナー会社及びそれらの協力会社を対象として、特定技能外国人の育成支援事業を実施します。これにより、鉄道業界全体の事業運営をサステナブルなものにしていきます。



1. JARTSが行う外国人材育成サービス

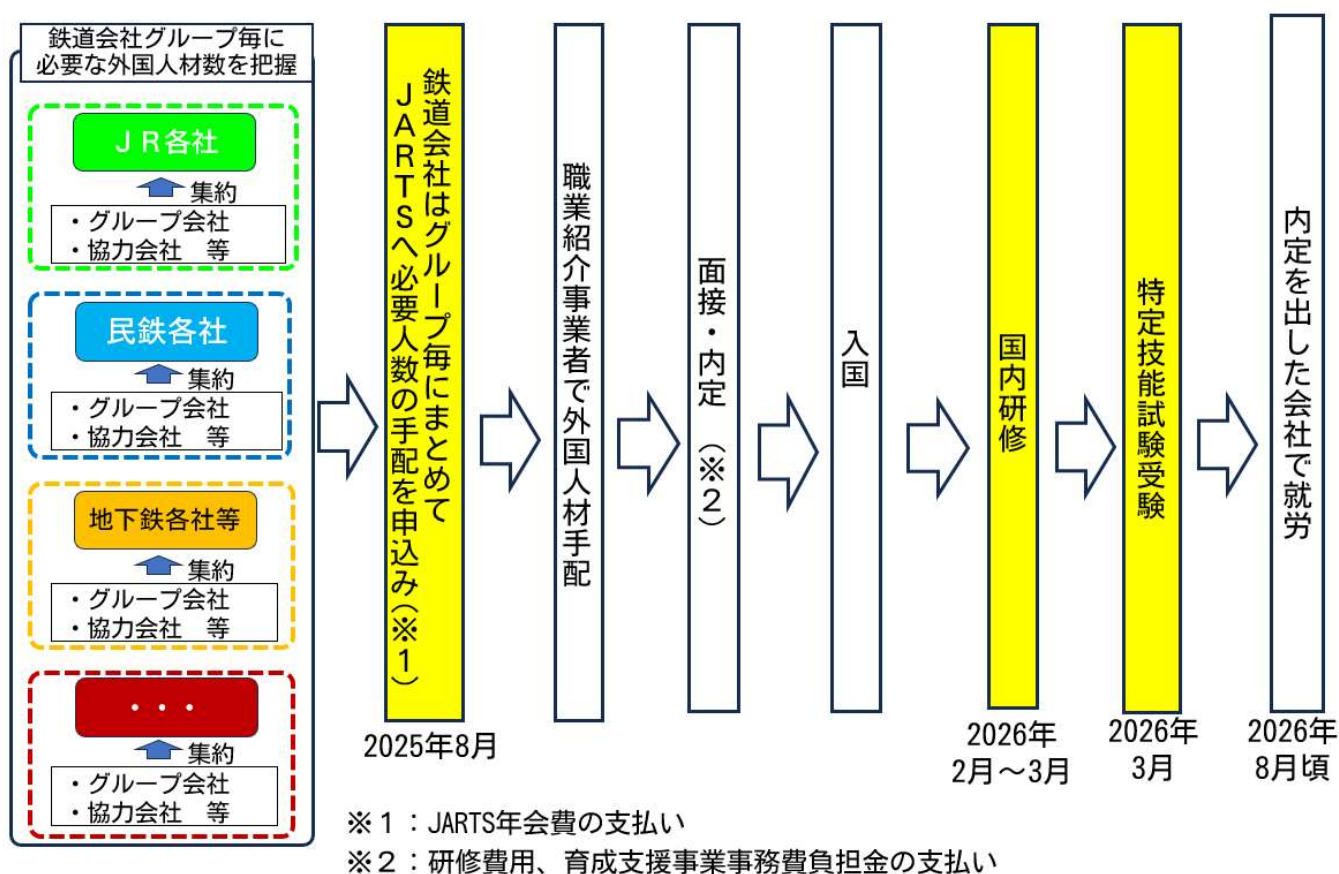
鉄道分野における外国人材を育成するためには、鉄道固有の教育が必要です。具体的には作業安全及び輸送の安全に関する教育や、技能教育（鉄道の技能・専門用語）が求められます。外国人材を安定的に確保するため、JARTSは以下のサービスを提供します。

- ① 特定技能外国人の募集、内定、雇用契約締結に係る各種手続きの支援
- ② J R 東日本が実施する鉄道分野特定技能外国人の育成研修への参加に係る各種手続き、研修参加者への各種対応
- ③ 就労後の特定技能外国人を対象としたフォローアップサービス（モニタリング調査、就労満足度アンケートの実施）

【JARTS外国人材育成サービスを活用する利点】

- 1 外国人活用による鉄道業界の人材不足への対応
- 2 国内で「鉄道の技能、社会人・企業人としての基礎」を習得した人材を育成
- 3 受入企業は一定の教育を受けた外国人材を確保することが可能

2. 特定技能外国人材の募集から就労まで



外国人材の就労までの手順は以下のとおりとなります。

- ① 鉄道事業者は、鉄道事業者及びグループ会社等が希望する外国人材数を把握し、JARTSへ申込書（希望する分野、人数、使用言語等を記載したもの）を提出
- ② JARTSは、職業紹介事業者（※）へ「お申込み情報」を提供
※ 職業安定法の規定により、建設業に該当する軌道整備区分及び電気設備整備区分は無料職業紹介事業者、建設業以外の車両整備区分は有料職業紹介事業者
- ③ 各職業紹介事業者は、「お申込み情報」を参考に、受入企業（外国人材の採用を希望する鉄道事業者及びグループ会社等）から求人情報等を取り寄せて確認
- ④ 各職業紹介事業者は、求人情報等を基に海外の送出し機関へ外国人材の募集要請
※ 募集する外国人材は日本語能力試験 N4 以上の日本語能力
- ⑤ 送出し機関は、日本での就労を希望する者の中から外国人材（適任者）を選抜き、日本の職業紹介事業者へ連絡
- ⑥ 受入企業は、日本の職業紹介事業者を介して外国人材と面接し、採用条件に合った外国人材を内定
- ⑦ 内定した外国人材は、在留資格「短期滞在」で日本へ入国し、鉄道研修施設での研修（約 4 週間）修了後、特定技能評価試験を受験し、母国へ帰国
- ⑧ 評価試験に合格した外国人材と受入企業は雇用契約を締結
- ⑨ 外国人材は、在留資格「特定技能 1 号」による入国手続き
- ⑩ 受入企業で就労開始（※）
※ 現在、入国手続きには、約 4 か月間の期間を要しています。

3. 特定技能人材育成研修の内容

- ✓ 募集区分：軌道整備、電気設備整備、車両整備
- ✓ 募集人員：100 名程度
- ✓ 場 所：ＪＲ東日本総合研修センター（福島県白河市）
- ✓ 期 間：2026 年 2 月～3 月（約 4 週間）
- ✓ 目 的：各社で内定した外国人材に対して、日本の鉄道技術・技能の習得、安全の基礎知識及び特定技能 1 号評価試験合格に重点を置いた教育を実施する。
- ✓ 講 師：ＪＲ東日本パーソネルサービス（以下、「JEPS」という。）等
- ✓ その他：入出国時の引率、試験会場への引率も含まれています。



教室



食堂



寮室

トライアル研修の実施状況

2025年3月に初めて実施される鉄道分野特定技能1号評価試験に合わせ、2月～3月にかけてJR東日本総合研修センターにおいて、インドネシア及びベトナムからの研修生25名を対象に評価試験の試験区分ごと（車両整備区分、電気設備整備区分、軌道整備区分）に鉄道技術の基礎（作業安全、鉄道人としての安全教育などを含む。）について約4週間の研修を実施しました。

研修生は全員真剣な姿勢で取り組み、研修修了後の各評価試験では、25名中24名が合格しました。2025年4月にJEPSと実施した研修振り返りでは、日本語能力に関して、評価試験問題や鉄道専門用語を読み解ける読解力が重要であるなどの報告がありました。



4. JARTSフォローアップサービスの特徴とメリット

就労後のJARTSフォローアップサービスとして、①義務的支援モニタリング調査、②就労満足度アンケート調査を行います。これにより、特定技能外国人材の定着や満足度の向上等を図ります。

お申込みいただいた登録支援機関は、JARTSによる調査確認後「JARTS優良認定登録支援機関会員」の称号を活用できます。

① 義務的支援モニタリング調査

JARTSは、登録支援機関会員が行う支援業務の実施状況についてモニタリングを行い、登録支援機関会員へフィードバックします。

② 就労満足度アンケート

受入企業会員及び特定技能外国人へ、勤務状況、生活状況及び労働環境などについてアンケートを行い、スキルアップ等についての満足度を確認し、登録支援機関会員にフィードバックします。

5. JARTS外国人材育成サービス規約およびお申込み方法

【JARTS外国人材育成サービス規約】

右記のQRコードおよび以下URLよりご覧いただけます。

URL: https://www.jarts.or.jp/foreign_talent_development/doc/ftd_02.pdf



【申込方法】

お申込みに際し、会員種別ごとに必要書類が異なります。

会員種別	申込方法
受入企業会員(鉄道事業者)	受入企業会員申込書（鉄道事業者）に記入いただきご提出ください。
受入企業会員(グループ会社)	受入企業会員申込書（グループ会社）に記入いただきご提出ください。
受入企業会員(協力会社)	受入企業会員申込書（協力会社）に記入いただきご提出ください。
登録支援機関会員	以下の5点をご提出ください。 1. 登録支援機関会員申込書 2. 【別紙1】業務実績(登録支援機関) 3. 【別紙2】出入国管理及び難民認定法第19条の21第5項で定められている「帳簿」にある記載事項 4. 【別紙4】一人当たりの募集から就労するまでにかかる概算費用 5. JARTSフォローアップサービス利用申込書（必要に応じて提出）
職業紹介事業者会員	以下の4点をご提出ください。 1. 職業紹介事業者会員申込書 2. 【別紙3】業務実績(職業紹介事業者) 3. 【別紙4】一人当たりの募集から就労するまでにかかる概算費用 4. 職業安定法施行規則第24条の8に規定されている事業報告書（様式第8号）

【申込書】

右記のQRコードおよび以下URLよりご覧いただけます。

URL: https://www.jarts.or.jp/foreign_talent_development/doc/ftd_03.zip



【提出先】

一般社団法人 海外鉄道技術協力協会 外国人材業務部 宛

〒113-0033 東京都文京区本郷 2-27-8 クローチェ本郷 3F

【本件に関するお問い合わせ先】

電話：03-5684-3179 E-mail: gaikokujinzai@jarts.or.jp

6. サービスの価格（税抜）

会員種別	JARTS年会費	研修の費用	募集から就労までの費用	就労後の費用
受入企業会員（鉄道事業者） 受入企業会員（グループ会社） 受入企業会員（協力会社）	5万円/年	育成支援事業事務費負担金：3万円/人 ・採用会社負担 研修参加費：30万円/人（予定） ・研修生の渡航費・ビザ申請および特定技能評価試験受験料等の費用。 ・その他、研修中の講義に係る費用、生活に係る費用および研修企画運営費はJR東日本が負担。 <申込方法> ・参加申込は鉄道事業者がグループ内等の参加者を取りまとめ、JARTSに申込。 <支払方法> ・鉄道事業者が研修参加費の請求先を取りまとめ、JARTSに連絡。JARTSから各支払先へ請求書を送付。	職業紹介事業者または登録支援機関の見積りによる。 ・採用会社負担 <参考> 50～90万円/人程度	登録支援機関の見積りによる。 ・採用会社負担 <参考> 月3～4万円/人程度
登録支援機関会員	5万円/年	育成支援事業事務費負担金：10万円/人		JARTSフォローアップサービス料※ 月2千円/人
職業紹介事業者会員	5万円/年			

※ JARTSフォローアップサービスにお申込みいただいた場合、JARTS確認後、「JARTS優良登録支援機関会員」と称することができます。

本人負担	—	パスポート取得費用、雑費	—	—
------	---	--------------	---	---

■ : JARTS外国人材育成サービスに参加するために必要となる費用

■ : JARTS外国人材育成サービスに参加しない場合においても、特定技能外国人を採用する際に必要となる費用

※特定技能評価試験に不合格となった場合、特別な理由がある場合を除き、研修参加費の50%を返金する。